



2020年5月15日

各 位

会 社 名 第一生命ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲垣 精二
(コード番号：8750 東証第一部)
問合せ先 経営企画ユニット IRグループ
(TEL 050-3780-6930)

中間持株会社の設立について

第一生命ホールディングス株式会社（社長：稲垣 精二、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、中間持株会社を設立する方針を決議しましたのでお知らせします。

記

1. 中間持株会社設立の目的および方針

当社は、生命保険事業を海外8カ国において展開し、海外生命保険子会社等による保険料等収入は1兆円（グループ全体に対する占率：約21%）、修正利益は703億円（同：約26%）にまで拡大しており、海外生命保険事業は、当社グループの成長戦略の柱の一つとなっています。

今般、海外生命保険子会社等を統括する中間持株会社を国内に設立し、子会社等に対する経営管理・支援を海外地域統括拠点と一体で行う基盤整備を図るとともに、海外経営人財の取り込みを通じて、海外生命保険事業の更なる成長とグローバルガバナンス体制の更なる強化を加速することを企図しています。

中間持株会社は、当社の子会社として設立し、当社が保有する海外生命保険子会社等の株式の一部を、中間持株会社へ移管する方針です（※）。

（※）移管にあたっては、各国の監督当局による認可・承認等を条件とします。

なお、当社はこれまで金融庁の監督のもと、保険業法上の保険持株会社として認可を取得し、保険主要株主と比較してより厳格な規制に服してきました。保険業法においては、国内子会社の株式の取得額合計が保険会社の親会社の総資産額の50%を超える場合に当該親会社は保険持株会社に該当することとされています。当社は現時点においてこの点を充足していませんが、監督官庁である金融庁からは保険持株会社の認可は有効であるとの見解を得ています。本対応等により当社の国内子会社の株式の取得額合計が当社の総資産額の50%を超えることとなる見込みです。

2. 今後の予定

2020年6月（予定）	中間持株会社の設立
2020年10月（予定）	海外生命保険子会社等の株式の一部を中間持株会社へ 移管

- 当局による許認可等を条件とします。
- 中間持株会社の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせします。

以 上